

WWF ジャパン

FiT 法における GHG 排出削減基準および持続可能性基準策定を求める要望書 [和訳・文責 WWF ジャパン]

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課 御中

FiT 法における GHG 排出削減基準および 持続可能性基準策定を求める要望書

(公財)世界自然保護基金ジャパン(WWF ジャパン)

事務局長 東梅 貞義

WWF ヨーロピアン・ポリシー・オフィス

所 長 エスター・アシン

「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、FiT 法という)において、WWF ジャパンおよび WWF ヨーロピアン・ポリシー・オフィス(以下、WWF EU という)は、持続可能性、特に温室効果ガス(以下、GHG という)排出増大の懸念があるため、FiT 法の目的見直しおよび、目的を達成し得る持続可能性基準の策定を強く要望する。FiT 法の目的を見直すことは、日本が GHG 削減に取り組むために必須であるだけでなく、過去の適切でない政策を是正するため欧州をはじめ、諸外国の取組みから学ぶ意味でも重要である。燃料利用を目的として森林資源や農作物をより多く収穫することは、化石燃料よりも多くの GHG 排出につながる可能性が大きく、気候変動を回避するために必要な森林など生態系保全に反するものである。

現在の FiT 法は電力の安定供給と地域経済の活性化に重点が置かれているが、本来目指されるべき GHG 削減効果が十分に考慮されていない。太陽光や風力など、再生可能な自然エネルギーの普及を後押しするために策定された FiT 法により、「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が 2012 年 7 月 1 日から開始され、国民はその原資として「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を負担している。

WWF ジャパンも 2017 年 2 月、2050 年までに日本のエネルギーがすべて再生可能な自然エネルギーによって供給されることを目指し「脱炭素社会に向けた長期シナリオ 2017」を発表し活動を進めている。しかし 100%自然エネルギーを目指す中で、その 1 つでもあるバイオマス発電において、近年、燃料の持続可能性が考慮されず、GHG 排出削減に関する規定もない状況に強い懸念があることから、WWF ジャパンは 2019 年 5 月に「バイオマス燃料の持続可能性に関するポジション・ペーパー」を発表した。

- ・ WWF ジャパン「脱炭素社会に向けた長期シナリオ 2017」
<https://www.wwf.or.jp/activities/activity/464.html>
- ・ WWF ジャパン「バイオマス燃料の持続可能性に関するポジション・ペーパー」(2019)
https://www.wwf.or.jp/activities/data/2090605_forest01.pdf

再生可能エネルギーを主力電源化する大前提として温室効果ガス削減があるべきである。第 5 次エネルギー基本計画において、2030 年に向けて再生可能エネルギーを主力電源化していく方向性が示されている。日本のエネルギー政策は、再エネも含めて「エネルギーの安定供給 (Energy Security) 」と「経済効率性 (Economic Efficiency) 」、「環境への適合 (Environment) 」、そして「安全性 (Safety) 」のそれぞれの頭文字を取った「3E+S」を追求しているが、現在世界は「パリ協定」の実施に向けて大幅な GHG 削減を進めている。したがって、日本のバイオマス発電についても GHG 削減効果を定量的に示すことは重要であり、少なくとも、対化石燃料比での削減率につき基準を設けることが必須である。日本における再生可能エネルギーの普及においても、同様に GHG 削減を大前提として燃料を選択するべきである。現在燃料として導入が進められている輸入原料(アブラヤシ由来物および木質バイオマス等)は、適切な持続可能性基準に則った運用がなければ、化石燃料よりも GHG 排出量を増大させるリスクがある。

以上を踏まえ、WWF ジャパンおよび WWFEU は経済産業大臣および、資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課に対し、それぞれ下記を要望する。

梶山 弘志 経済産業大臣への要望

1. 国民負担によって賄われるバイオマス発電事業者への補助金が化石燃料と比べて大幅な GHG 排出削減効果をもたらすよう FIT 法の目的を見直し、当該目的を達成し得る持続可能性基準を策定すること
2. 資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課において、GHG 削減基準を速やかに検討・設定させること。そのため、例えば、パーム油などの燃料作物や木の幹や切り株など、化石燃料と比べて大幅な GHG 削減が見込めない場合(*)は、FIT の対象とすべきではない。分解が早く他に用途のない廃棄物や残さであっても同様と考える

資源エネルギー庁 省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課への要望

1. FIT 制度として適切且つ GHG 削減基準を含む燃料の持続可能性基準を検討・設定すること。
2020 年 4 月改訂版「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」においては、様々なバイオマス原料を燃料として利用することを前提とした議論になっている。GHG 削減基準に則れば、分解が早く他に用途のない廃棄物と残さは奨励されてしかるべきと考えられるが(*)、ある原料が燃料として適切かどうか判断する際には燃焼にともなう気候面の影響を慎重に検討する必要がある。
2. GHG は国際的に信頼できる第三者による定量的な計算方法(既存の手法でも可)を確立し、一律に義務付けること。なお、GHG を算出する際は、土地利用変化、(伐採等により)喪失した除去量、間接的土地利用変化、森林と土壌中の炭素蓄積から燃焼まで、ライフサイクルを通じた計算が必須である。

本要望書に対し、2020 年 7 月末日までに下記メールアドレス宛に、メールでの回答を希望する。継続検討が必要な場合は、いつまでに回答をいただけるのか、期日をご連絡いただきたい。なお、いただいた回答は全て本要望書と併せて WWF ジャパンのホームページにて公開することを予定している。万一回答をいただけなかった場合は、その旨を記載することを付記しておく。

以上

本件に関する問合せ先

WWF ジャパン森林グループ

〒108-0073 東京都港区三田 1-4-28 三田国際ビル 3F

Email: forest@wwf.or.jp

*言うまでもないが、GHG 削減基準は、化石燃料と比べて大幅に GHG を削減するために設定するものである